

# 埼玉県情報公開審査会規則（原文縦書）

〔平成17年 3月29日  
埼玉県規則第74号〕

## （趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第2条 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

## （委員）

第3条 委員は、行政情報の公開について優れた識見を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、知事は、政党その他の政治的団体の役員である者を委嘱してはならない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が第1項に規定する委嘱の要件を欠くに至ったときは、任期中でも、これを解嘱することができる。

## （会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## （部会）

第5条 埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。次条において「条例」という。）第26条第5項本文の合議体（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長がこれを指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会は、これを構成する委員が3人のときは委員のすべてが、4人以上のときは委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （総会）

第6条 条例第26条第5項ただし書きの合議体（以下この条において「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に埼玉県情報公開審査会規程（平成13年埼玉県訓令第13号）第3条第1項の規定により委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第3条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日（平成20年7月18日）から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。